

平成 30 年 12 月 12 日

各支部長 様
各地区猟友会長 様

一般社団法人 愛知県猟友会
会長 佐藤 勝彦
(公 印 省 略)

北海道内国有林における銃器を用いた狩猟の禁止について

標記につきまして、一般社団法人大日本猟友会より、別添写しのとおり連絡がありましたので、至急、構成員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

日獵発第 65 号

平成30年12月11日

各都道府県獵友会 会長 様

一般社団法人大日本獵友会

会長 佐々木 洋平

(公印省略)

北海道内国有林における銃器を用いた狩獵の禁止について

標記について、環境省自然環境局野生生物課鳥獸保護管理室より別添写のとおり本日付けで林野庁北海道森林管理局の入林禁止措置（来年1月15日～3月31日）について連絡がありましたので、貴職にも連絡するとともに、特に貴会を通じて北海道に狩獵登録を行った会員に対する周知徹底等をよろしくお願いいたします。

なお、11月20日に発生した本件誤射死亡事故については、11月21日、22日、28日及び12月5日付けで、狩獵事故の防止並びに北海道獵友会による銃獵自肅への協力等について、貴職宛てに文書を送付しておりますので申し添えます。



事務連絡
平成30年12月11日

一般社団法人 大日本猟友会 御中

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

北海道内国有林における銃器を用いた狩猟の入林禁止について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化については、平素より特段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年11月20日に北海道恵庭市において猟銃による死亡事故が発生したことを受け、平成30年11月21日付け環自野発第1811217号（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知）において、関係者への指導の徹底をお願いさせていただいたところです。

本事故の発生を踏まえ、別添のとおり、林野庁北海道森林管理局では平成31年1月15日～3月31日までの間、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立ち入り禁止区域を北海道内すべての国有林に拡大する措置を講じたとの発表がありましたので、御連絡いたします。

また、本日付けで北海道森林管理局長から（一社）北海道猟友会長に対し、「銃器を用いた狩猟事故防止の徹底について（要請）」により要請したとのことですので併せてお知らせいたします。

狩猟や管理目的での捕獲等を実施するにあたっては、猟銃の使用に伴う事故防止等に万全を期すよう、引き続き関係者への指導の徹底をお願いいたします。

受付
収第 号
30.12.11
一般社団法人
大日本猟友会

銃器を用いた狩猟の入林禁止について

北海道森林管理局においては、去る11月20日に発生した狩猟者の誤射による当局職員死亡事故を踏まえ、来年1月15日～3月31日までの間、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立入禁止区域を、北海道内の全ての国有林に拡大することとしたので、お知らせします。
なお、市町村等と連携して行うエゾシカの有害捕獲等については、一般者の入林を禁止する安全対策を講じたうえで、従来どおり実施することとしています。

去る11月20日、恵庭市内の国有林において、狩猟者の誤射により当局石狩森林管理署の職員が死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

北海道森林管理局においては、このような悲劇を二度と発生させてはならないとの考えの下、また、北海道における重要な課題の一つであるエゾシカ被害対策としての捕獲が将来にわたって安全に実施できるよう、全ての狩猟者に対して、狩猟関係法令及び狩猟ルールの遵守、徹底を促すなど今後の再発防止を図るため、来年1月15日～3月31日の間、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立入禁止区域を、北海道内の全ての国有林に拡大することとしました。

併せて、本日、当局長から北海道猟友会長に対して、別添「銃器を用いた狩猟事故防止の徹底について（要請）」により要請していますので、お知らせします。

なお、本措置の背景及び趣旨については、「狩猟者の皆様へのお願い」に詳しく記載しています。



国民の森林・国有林

【お問合せ先】
計画保全部 保全課
担当者：横山、藤本、鶴巻、藤嶋

ダイヤルイン：011-622-5250
FAX番号：011-616-4021

平成30年12月11日

一般社団法人 北海道猟友会長
天崎 弘 様

北海道森林管理局長
新島 俊哉

銃器を用いた狩猟事故防止の徹底について(要請)

11月20日の貴猟友会会員の誤射による当局職員の死亡事故は、職員が赤色のジャンパー、オレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見て十分目立つ格好の安全対策を講じたうえで、発砲が禁止されている林道(公道)上を歩行していたにもかかわらず、発生したところである。

事故の原因は、現在警察で捜査中であるが、事故を起こした貴猟友会会員が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認を守らずに、さらに、法令で禁止されている林道(公道)に向けて猟銃を発砲したことは、明らかである。このことは、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、法令及び狩猟ルールの徹底が全くなされていないと言わざるを得ない。

エゾシカによる被害が深刻な中、当局においても、北海道や貴猟友会と連携して、エゾシカ捕獲対策を推進してきた中で、このような事故が発生したことは大変遺憾である。

ついでには、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、一歩間違えば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っているという責任の重さを今一度自覚し、関係法令と狩猟ルールに照らして、もう一度自らの行動を省みる機会としてもらうため、当面、以下の措置を講じることとしたところである。

- 今可猟期間(平成31年3月31日まで)において、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立入禁止区域を北海道内の全ての国有林に拡大する。

本措置は、貴猟友会会員をはじめ狩猟者への周知期間、現地における立入禁止表示の作業期間等を考慮し、平成31年1月15日から開始する。

(注) 鳥獣被害の重大性に鑑み、銃器を用いた有害捕獲等は従来どおり実施する。

貴猟友会におかれては、本要請を真摯に受け止め、上記の措置内容及びその趣旨について、別添「狩猟者の皆様へのごお願い」を必ず添付のうえ、全ての会員に対して周知徹底されるようお願いする。

併せて、貴猟友会においても再発防止策を検討し、その内容について報告願いたい。当局における次期可猟期間に向けた安全対策については、貴猟友会の再発防止策の内容も踏まえて検討し、改めて通知することとする。

狩猟者の皆様へのお願い

去る11月20日、北海道森林管理局 石狩森林管理署の職員が、恵庭市内の国有林において、狩猟者からエゾシカと間違えられ、誤射により死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

職員は、当日、同僚と二人で北海道を襲った台風21号の被害により林道上に倒れた木をチェーンソーで整理し、車の通行ができるようにする業務に従事していました。彼らは林道の入口から順次作業を行いながら車で進み、その途中で林道上に崩落土砂があったため、車から下車したところ、前方に、反対側の林道入口から進入して止まっている車を発見しました。そして、この先は通行できないことを伝えようと、林道上をその車に向かって歩いていたところ、突然、猟銃で撃たれたのです。

職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見て十分目立つ格好をしていました。また、木々は落葉しており、見通しのよい状態で、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたのに誤射されたのです。

今回の事故の原因は、現在、警察で捜査中ですが、事故を起こした狩猟者が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認をまったく守っておらず、さらに、法令で禁止されている林道（公道）に向けて猟銃を発砲したことによることは、明らかです。

大切な職員を失った私としては、常日頃からこのようなことが行われていたのではないかと、さらには、本当にすべての狩猟者一人一人にまで、狩猟関係法令と狩猟ルールが徹底されているのだろうか、と疑念を抱かずにはいられませんでした。

亡くなった職員は平成14年に北海道森林管理局に採用され、これまで1.6年間、現場の最前線である森林事務所や森林管理局・署内において幅広い業務を経験し、将来、必ずやリーダー的な役割を担うであろうことが期待された優秀な人材でした。また、彼は38歳とまだ若く、奥さんと3人の小さな子供がいて、子供達もお父さんと遊ぶのが大好きでした。一家の大黒柱を失った奥さんや子供達をはじめご両親の大きな悲しみは、並大抵のものではないことは誰でも理解できると思います。一方の加害者においても、この罪を一生背負って

生きていかなければなりません。

猟銃による事故は、このように被害者と加害者の双方に対して、家族を巻き込んだ大きな不幸を突然もたらすことになり、二度と今回のような事故を起こしてはならないのです。

一方、北海道におけるエゾシカによる森林生態系や農林業への被害は、いまだ深刻な状況にあります。北海道森林管理局においても、これまで北海道、北海道猟友会と一緒に、国有林におけるエゾシカ捕獲に積極的に取り組んできており、こうした中で、このような事故が発生したことは本当に残念でなりません。

エゾシカ被害対策を着実に推進していくためには、狩猟者の皆様による関係法令と狩猟ルールの遵守は絶対に不可欠なものであり、そのことは、私たちの職員も含め、森林内で働く人々の命とその家族の生活を守ることになることはもちろん、狩猟者の皆様自身やご家族の生活を守ることになります。

今回、北海道内の国有林について、平成31年1月15日から3月31日までの間を銃器を用いた狩猟禁止としたのは、当局の職員の死を絶対に無駄にしないという強い決意の下、狩猟者の皆様方に、狩猟は一步間違えれば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っており、各人が重い責任を背負っているのだということを今一度自覚していただき、関係法令と狩猟ルールに照らし、もう一度自らのこれまでの行動を深く省みる機会としていただきましたからです。

北海道森林管理局はエゾシカ捕獲の担い手である狩猟者の皆様と一緒に、これからも銃猟における安全対策の徹底とエゾシカ被害対策の推進に取り組んでいく考えです。狩猟者の皆様には、以上の趣旨を十分に理解していただけるものと固く信じて、私からのお願いとします。

平成30年12月11日

北海道森林管理局長

新島 俊哉